

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律65号)により、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、日本年金機構は国民年金に関する事務において個人番号が利用できないとされた。
 ついては、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、本評価書中にある日本年金機構とのデータ連携項目に個人番号は含まないものである。

評価実施機関名

新宿区長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

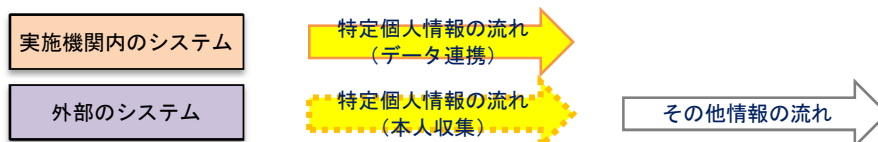
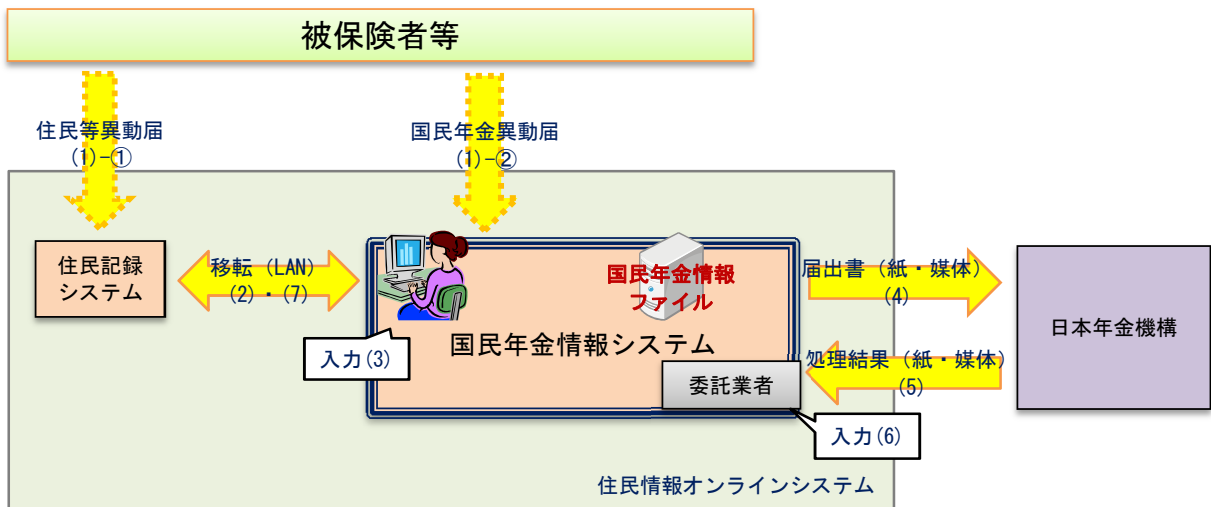
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	税務情報トータルシステム（「税務システム」と同義）
②システムの機能	被保険者等の所得情報を検索・確認する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（国民年金情報システム）
3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	国民年金に関する事務の各種届出書において、個人番号が記載されることとなるため。また、現在「基礎年金番号」をKEY項目にして行われている日本年金機構（厚生労働省）への報告（進達）においても「個人番号」をKEY項目とすることになるため。
②実現が期待されるメリット	<p>◆これまで窓口等で提出・提示が求められていた住民票や所得証明書等の省略が図られることで、国民年金の手続きにおける被保険者等の負担軽減及び利便性の向上が得られる。</p> <p>◆日本年金機構において、情報提供ネットワークを通じた所得情報・住民票関連情報の照会が可能となり、行政事務効率の向上が図られる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 国民年金法施行令第18条に基づく第1号法定受託事務 2. 番号法第9条第1項別表第一の31の項 ※ 別表第一の上欄には「厚生労働大臣」と記載されているが、上記1により法定受託事務として一部事務を区が実施している。 3. 番号法第9条第2項に基づく条例（制定予定）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長	医療保険年金課長 小沢 健吾
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1. 第1号被保険者・任意加入被保険者の加入・喪失・変更に関する事務

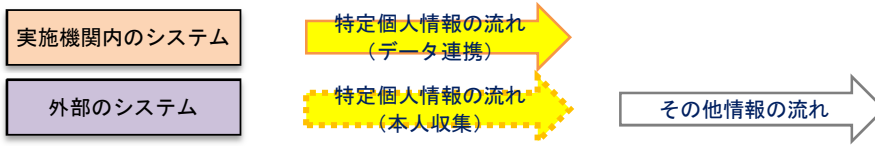
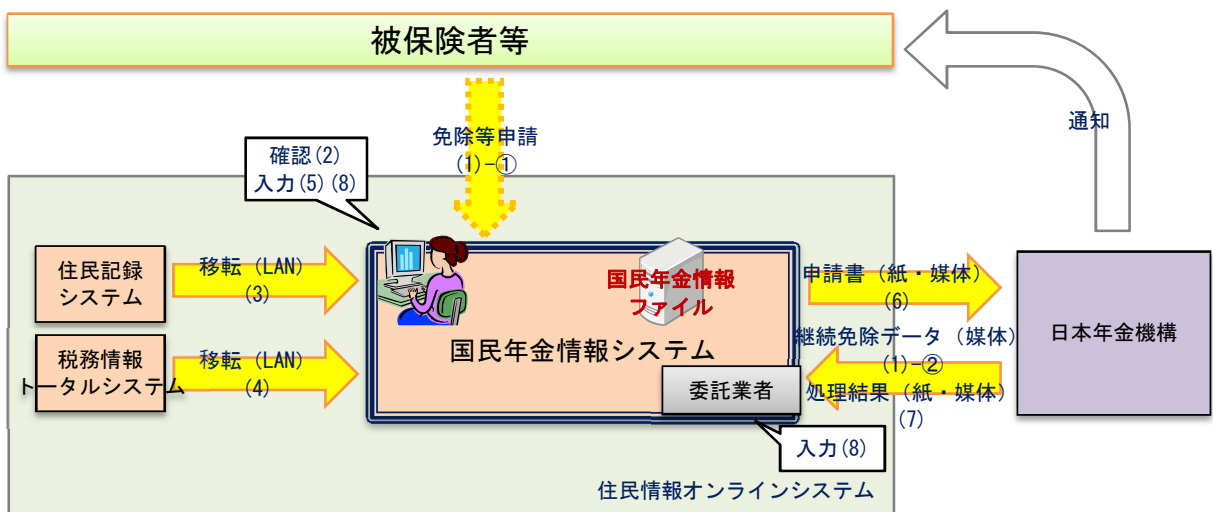


(備考)

- (1)-① 被保険者等から国民年金法第12条第3項に規定されている住民異動（転入・転出など）の届出を受ける。
※ 住民基本台帳法に基づく届出をすることで、国民年金資格異動の届出とみなされる。
 - (1)-② 被保険者等から国民年金資格異動の届出を受ける。
 - (2) 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）する。
 - (3) 取得した情報より、国民年金情報システムで国民年金資格情報を職員が入力する。
 - (4) 届出関係書類及び国民年金情報システムで作成したデータを、日本年金機構へ送付（報告）する。
 - (5) 日本年金機構から処理結果情報を受け取る。
 - (6) 処理結果情報を委託業者が国民年金情報システムへ入力する。
- ★ 日本年金機構とは、電子記録媒体によりデータの授受を行う
- (7) 国民年金資格情報を住民記録システムへ提供（移転）する。

(別添1) 事務の内容

2. 保険料免除等に関する事務



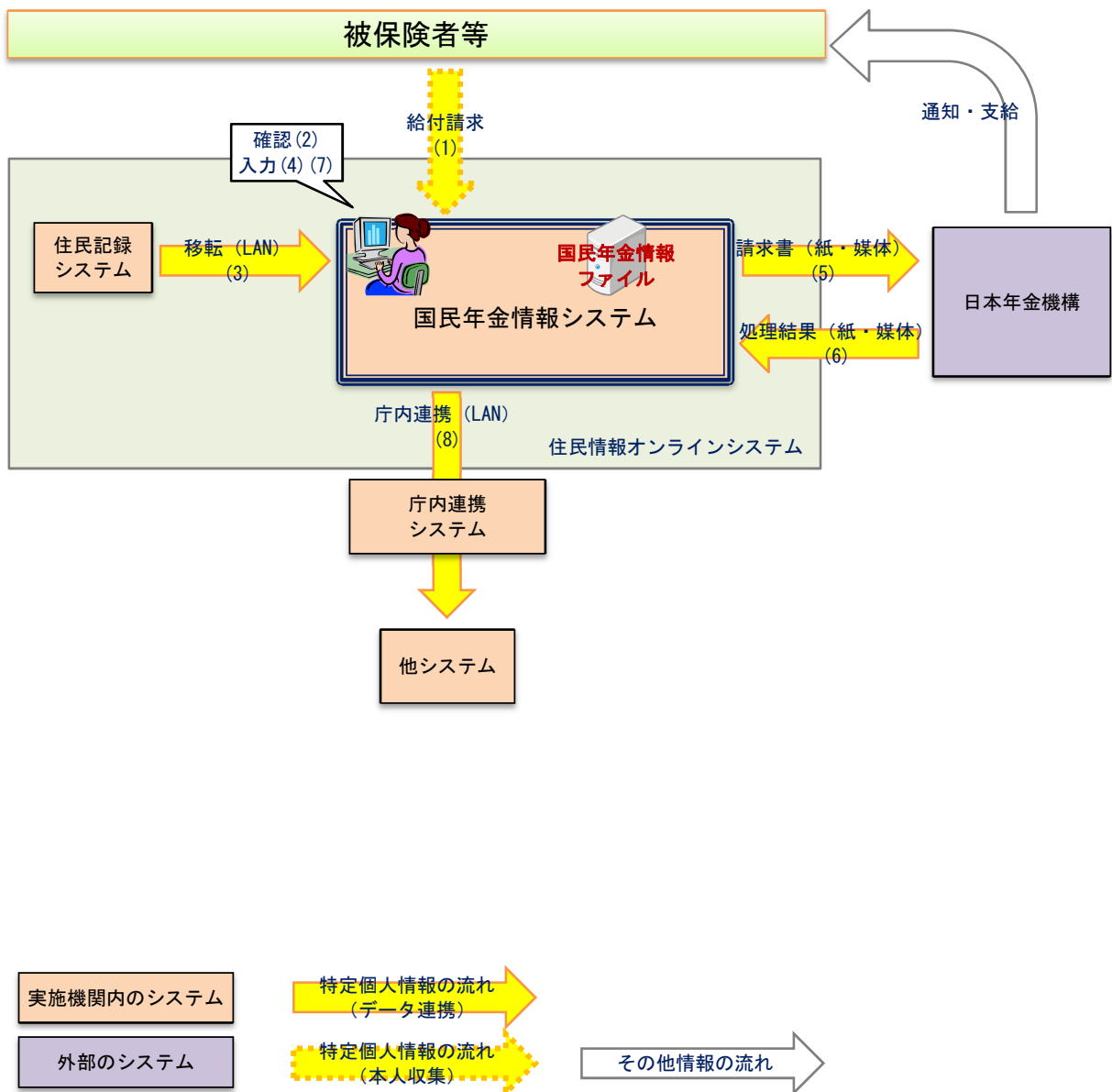
(備考)

- (1)-① 被保険者等から年金保険料免除の申請を受ける。
- (1)-② 日本年金機構から継続免除申請に関するデータを受け取る。
- (2) 国民年金情報システムで国民年金資格情報を確認する。
- (3) 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）し、内容を確認する。
- (4) 税務情報トータルシステムから所得情報を取得（移転）し、内容を確認する。
- (5) 取得した情報より、国民年金情報システムで免除申請情報を職員が入力する。
- (6) 申請関係書類及び国民年金情報システムで作成したデータを、日本年金機構へ送付する。
- (7) 日本年金機構から処理結果情報を受け取る。
- (8) 処理結果情報を職員又は委託業者が国民年金情報システムへ入力する。

★ 日本年金機構とは、電子記録媒体によりデータの授受を行う

(別添1) 事務の内容

3. 年金給付に関する事務



(備考)

- (1) 被保険者等から年金給付の請求を受ける。
 - (2) 国民年金情報システムで国民年金資格情報を確認する。
 - (3) 住民記録システムから世帯・住所情報等を取得（移転）し、内容を確認する。
 - (4) 取得した情報より、国民年金情報システムで給付情報を職員が入力する。
 - (5) 請求関係書類及び国民年金情報システムで作成したデータを、日本年金機構へ送付する。
 - (6) 日本年金機構から処理結果情報を受け取る。
 - (7) 処理結果情報を職員が国民年金情報システムへ入力する。
- ★ 日本年金機構とは、電子記録媒体によりデータの授受を行う
- (8) 庁内連携システムを経由し、他システムへ給付情報を提供（移転）する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区内に住民登録している次の者 ◆第1号被保険者・任意加入被保険者(喪失者も含む)及びその世帯主・配偶者 ◆年金受給権者
その必要性	国民年金法の規定に基づき国民年金に関する事務を行う上で、第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格異動届(加入・喪失)・保険料免除申請及び受給権者からの請求等の事務手続きを行うにあたり、資格・住民・所得情報を正確に把握・管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◆その他識別情報 個人を正確に特定するため ◆4情報 本人及び世帯主・配偶者を正確に把握するため ◆連絡先 被保険者等に対し国民年金資格・給付に関する問い合わせをする必要があるため ◆その他住民票関係情報 国民年金資格・給付に関する事務を適正に行うため ◆年金関係情報 国民年金に関する事務を適正に行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日(予定)
⑥事務担当部署	健康部医療保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	◆紙による入手 被保険者等からの届出・申請・請求を受けた都度 日本年金機構からの処理結果は、週次・年次 ◆電子記録媒体による入手 日本年金機構からの申請情報・処理結果は、週次・年次 ◆庁内連携システムによる入手 住民記録情報に異動があった場合は、日次 調査が必要となった都度	
④入手に係る妥当性	第1号法定受託事務であり、日本年金機構へ資格・免除・給付情報を報告(進達)する必要があるため、被保険者等からの届出等により随時情報を入手する。また、被保険者等の資格・給付情報を正確に把握しておく必要があるため、日本年金機構において処理した結果情報を入手する。	
⑤本人への明示	入手については、国民年金法に各種届書への記載事項として明示(予定)されているほか、番号法・住民基本台帳法及び番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(制定予定)に明示されている。また、使用目的等は、窓口における口頭や各種通知により説明している。	
⑥使用目的 ※	国民年金法の規定に基づく被保険者等の資格管理・保険料免除管理・給付管理及び日本年金機構への進達事務を適切に行うため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部医療保険年金課、地域文化部戸籍住民課及び各特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		◆入手した情報(所得情報を除く)は、国民年金情報システムへ登録する。 ◆国民年金情報システムに登録された情報は、主に次の処理で使用する。 ・被保険者等資格の管理 ・保険料免除の管理 ・給付の管理 ・日本年金機構への進達管理
	情報の突合 ※	情報の入手には、個人番号カード及びその他本人確認書類により突合を行うほか、住民番号・基礎年金番号・氏名・生年月日をもとに検索する内容と突合を行う。国民年金情報システム内での処理では、基礎年金番号・住民番号により突合を行う。
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし(保険料免除・給付に係る決定については、日本年金機構が行うため)
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11号の住民票の記載事項
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条11号に規定されている住民票の記載事項
③移転する情報	被保険者等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新宿区内に住民登録している次の者 ◆第1号被保険者・任意加入被保険者(喪失者も含む)及びその世帯主・配偶者 ◆年金受給権者
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先2		今後、番号法第19条第9号に基づき条例で定めた都度追記する。	
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<国民年金情報ファイル> セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管している。 ・入室権限を持つ者を限定し、ID及びパスワード認証による保管室への立入制限 ・ユーザーID及びパスワードによりシステムへのアクセスを制御 ・監視カメラによる入退室の監視 ・耐震対策、防火措置及び可能な限り窓を設けないことによる侵入防止対策 ・バックアップファイルは、処理に応じて日次・月次・年次でVTSへ保管 <届出書等の紙媒体について> 事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。	
②保管期間	期間	[定められていない]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	国民年金法ほか法令では、データ保管期間の定めはない。ただし、原則、住民記録が除になって5年を経過した特定個人情報については、国民年金情報システムの機能にて消去している。(隔年作業)	
③消去方法		<国民年金情報ファイル> 原則、住民記録が除になって5年を経過した特定個人情報については、国民年金情報システムの機能にて消去する。 <申請書等の紙媒体について> 外部業者による溶解処理により廃棄する。	
7. 備考			
—			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

資格情報				
基礎年金番号	種別	付加保険料表示	納付方法	取得年月日
取得事由	喪失年月日	喪失事由	処理年月日	異動事由
届出日	電話番号進達区分	電話番号所在区分	電話番号	公的年金区分
公的年金番号	口座該当表示	住民番号	配偶者年金制度コード	配偶者公的年金番号
在外表示	事務組合区分	送付先変更表示	満額予定月	転入年月日
転出決定日	不在決定年月	不在区分	特別合算対象期間	勸奨結果
学生区分	基金	喪失予定年月日	金融機関種別	金融機関コード
口座種別	口座番号	口座名義人	口座開始年月	前納開始年月
口座異動サイン	付加保険料申出日	付加保険料辞退日	法免受付年月日	法免受付結果
申免受付年月日	申免受付結果	漢字氏名	かな氏名	性別
生年月日	存在区分	年金外人表示	続柄	住所
方書	郵便番号	進達年度	異動コード	項目コード
在住国	最終住所	配偶者漢字氏名	配偶者かな氏名	配偶者生年月日
配偶者住民番号	協力者住所	協力者漢字氏名	協力者かな氏名	協力者区分
協力者続柄	協力者電話番号	協力者住民番号		

受給情報				
住民番号	基礎年金番号	異動年月日	異動事由	配偶者住民番号
配偶者氏名	配偶者続柄	扶養義務者住民番号	扶養義務者氏名	扶養義務者続柄
死亡一時金届出日	未支給年金届出日	特別一時金支給期間	処理年月日	証書番号
種別	支給区分	前回支給区分	受給選択区分	証書保管
送付先変更表示	障害等級	障害有期認定年数	障害有期認定年度	加算住民番号
加算障害	加算氏名	加算生年月日	加算続柄	世帯番号
漢字氏名	かな氏名	生年月日	性別	続柄
住所	方書	電話番号	郵便番号	

他所管課情報 (参照のみ)				
区民年月日	在留カード番号			
課税番号	通知書発付年月日	非課税区分	公的年金支払額	雑所得 (公的年金分)
合計所得金額	繰越損失	総所得金額等	雑損失控除	医療費控除
社会保険料控除	小規模共済等控除	配偶者特別控除	寡婦 (夫)	障害者
控除対象配偶者	扶養人数	老人扶養人数	特定扶養人数	障害者扶養人数
勤労学生	未成年・老年者			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓口における本人からの国民年金関連情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により本人確認を行い、対象であることを確認している。 ◆上記以外の入手（代理人や郵送による届出など）においては、氏名・生年月日・住所及び基礎年金番号により対象者であることを確認している。なお、代理人の本人確認については、身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により行っている。 ◆届出書等の内容を国民年金情報システムへ入力後、届出書等と入力内容との照合を複数人で行っている。 ◆庁内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間で使用している共通KEY（住民番号）により対象者以外の情報は入手できない仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民年金法施行規則等で定められた必要な情報のみ記載する届出書等の様式を使用し、被保険者等が不必要な情報を記載しないよう記載見本を作成し注意喚起している。 ◆必要な書類以外は添付・複写しないようにしている。 ◆国民年金情報システムの入力画面においては、国民年金事務と関連しない項目を登録することができない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種届出書等に題名を明記するほか、被保険者等に対し口頭又は案内文により利用目的・利用方法を十分に説明している。 ◆代理人による国民年金関連情報の入手においては、被保険者等からの委任状を提出してもらい本人同意を確認し、代理人本人から身分証明書（官公庁発行のものに限る）を提示してもらい本人確認を行っている。 ◆国民年金情報システムにおいて、国民年金事務に関連しない項目は入手できない仕組み及び不適切な操作ができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓口における本人からの年金関連情報の入手においては、個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）の提示により本人確認を行っている。 ◆上記以外の入手（代理人や郵送による届出など）においては、国民年金情報システムにより氏名・生年月日・住所及び基礎年金番号を参照し、本人確認を行っている。 ◆庁内連携により入手する住民情報・税務情報については、入手元の各業務において本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人番号カード、又は通知カードと身分証明書（官公庁発行のものに限る）との照合により、真正性を確認している。 ◆上記の方法による確認ができない場合は、住民記録システムでの照合により、真正性を確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆入手した情報の入力・削除及び訂正を行う際に、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ◆国民年金関連情報について変更が生じた際には速やかに届出するよう口頭又は案内文により被保険者等に説明している。 ◆入手した情報に疑義がある場合は調査を行い、情報を修正する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓口においては、近隣の第三者へ漏えいしないよう仕切りパネルを設置している。 ◆届出書等は、入力及び照合した後に鍵付のキャビネット又は倉庫に保管している。 ◆郵送による届出を勧奨する場合には、医療保険年金課の住所宛先が記載された返信用封筒を使用するよう案内することで誤配送の防止に努めている。 ◆庁内連携による住民情報・税務情報の入手については、各システム間のみでの通信に限定するための対策を施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	国民年金業務では、団体内統合宛名等システムは使用しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国民年金情報システムは、庁内連携により住民情報システム及び税務情報トータルシステムの国民年金事務に関する情報へのみアクセスできる仕組みとなっている。 また、他業務システムからは端末ID・ユーザーIDによりアクセス権限を判断し国保年金情報システムにアクセスできない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆正規職員については、年度当初に人事異動情報に基づいたアクセス権限の発効・失効を設定している。 ◆非正規職員については、雇用開始前に担当事務におけるシステム使用の有無を確認し、有効期限(最大雇用期間終了日)を設定しアクセス権限を発効している。なお、有効期限前に雇用終了となった場合には、速やかにアクセス権限を失効させている。 ※アクセス権限の設定については、医療保険年金課長が情報政策課長へ申請し、情報政策課長が承認している
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆担当業務(係)別のアクセス権限表を作成し、不要な権限を付与しないよう管理している。 また、必要に応じアクセス権限表を見直している。 ◆アクセス権限の申請/失効の内容と、申請/失効の結果を突合している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	国民年金情報システムでは、ユーザID及び使用端末も含め登録・削除・参照・照会・回答のログを記録・管理し、7年間保管している。また、当該ログが随時確認できる仕組みとなっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民年金情報システムにおいてログを記録し、不正使用した場合には特定可能であることを職員（非正規職員を含む）に周知し、業務外での使用を抑止している。なお、記録されたログは7年間保管している。 ◆記録されたログについては、随時確認できる仕組みとなっている。 ◆職員に対しては、個人情報保護に関する研修及び情報セキュリティ自己チェックを実施している。 ◆非正規職員に対しては、契約時に業務上知り得た情報の業務外使用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせている。 ◆委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆権限を与えられた者以外は、外部媒体への複製ができない仕組みとなっている。 ◆国民年金情報システムにおいて操作ログを記録し、不正に複製された場合には特定可能であること職員（非正規職員を含む）に周知し、不正複製を抑止している。なお、記録されたログは7年間保管している。 ◆記録されたログについては、随時確認できる仕組みとなっている。 ◆バックアップファイルの作成・取得は、入退室管理している室内において権限を与えられた者のみの作業に限定されている。 ◆委託先に対しては、個人情報保護に係る特記事項を契約書に付している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ◆一定時間操作が行われていない場合には、スクリーンセーバー等の画面ロックにより情報を非表示にしている。 ◆端末のディスプレイを来庁者等から見えない（見られない）位置に設置している。 ◆画面ハードコピーは事務処理上必要な範囲にとどめるよう、職員（非正規職員を含む）に周知・徹底させている。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、仕様書によりプライバシーマーク使用許諾証等の提示又は写しの提出を求めている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させている。 ◆セキュリティゲートにより作業室への入退室を管理している。 ◆操作ログ及びシステム保守における作業記録を残し、不正使用がないことを確認している。なお、記録されたログは7年間保管している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆セキュリティゲートにより作業室への入退室を管理している。 ◆操作ログ及びシステム保守における作業記録を残し、不正使用がないことを確認している。なお、記録されたログは7年間保管している。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の第三者への提供禁止（守秘義務）を定めている。 ◆原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止している。 ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の目的外利用・複製及び持出しの禁止を定めている。（契約終了後についても徹底するよう明記） ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>◆契約書において、契約終了後に返還又は消去するよう定めている。</p> <p>◆書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>◆業務に関して知り得た個人情報は、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。</p> <p>◆業務で取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。</p> <p>◆個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。</p> <p>◆この契約の終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。</p> <p>◆事故が発し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅延なくその状況について書面をもって報告すること。</p> <p>◆必要に応じて個人情報の取り扱い状況の報告を行い、又は立入調査等の監査を受けること。</p> <p>◆従業者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施し、新宿区個人情報保護条例について周知すること。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより新宿区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内連携による情報の移転は、ユーザIDも含め全てログを記録し、7年間保管している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>◆庁内連携による情報の移転は、番号法第19条第9号に基づく条例で定められた事務・情報のみ認めている。</p> <p>◆事前に移転先から利用申請を提出してもらい、その内容を審議の上承認している。</p> <p>◆情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は、速やかに新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講じている。</p>	
その他の措置の内容	国民年金情報システムでは、不正な移転・提供が行われないよう、端末ID及びユーザーIDにより該当事務を判定し、画面展開も含め移転先・移転項目等のアクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	◆庁内連携による情報の移転は、ユーザIDも含め全てログを記録することで、不適切な方法で移転が行われることを防止している。なお、記録されたログは7年間保管している。 ◆提供/移転前に、提供/移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	◆国民年金情報システムで情報の入力・削除及び訂正を行う際、複数人による確認を行うことで正確性を確保している。 ◆庁内連携では、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、予め移転元から承認された相手及び該当情報しか移転できないように制御されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>◆通常業務使用する端末自体には、特定個人情報を保管していない。</p> <p>◆サーバー及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外は入室させない。</p> <p>◆セキュリティ区域は通常時は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</p> <p>◆セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</p> <p>◆サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災・水害・ほこり・振動・温度・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、万が一、火災・水害等の災害が発生した場合に備え異常を知らせる自動監視装置を設置している。</p> <p>◆紙媒体・電子記録媒体については、事務室内のキャビネット及び倉庫に施錠保管している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>◆新宿区情報セキュリティ規定に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、最新のウイルスパターンファイルのリリース後、速やかに更新作業を実施している。</p> <p>◆振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じている。</p> <p>◆ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</p> <p>◆導入しているOS及びミドルウェアには、最新のセキュリティパッチのリリース後、速やかに適用作業を実施している。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様、セキュリティゲートにて入退室を管理している部屋に設置したサーバー内に保管し、安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	国民年金情報システムにおいて住民記録情報は日々取得しており、その他情報も被保険者等からの届出等に応じて最新情報への更新を行っているため、古い情報のまま保存され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	◆原則、住民記録が除になって5年を経過したデータファイルについては、国民年金情報システムの機能にて一括で削除している。(隔年作業) ◆文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・細断等により廃棄している。	
その他の措置の内容	日本年金機構との間でやり取りする電磁記録媒体については、作業で使用する場合を除き事務室内のキャビネットに施錠保管している。また、作業終了後は、速やかに日本年金機構へ送付している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>◆特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書に記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。</p> <p>◆「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。</p>	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>◆内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。</p> <p>◆外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>◆「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回は実施し、個人情報保護に係る意識向上を図っている。</p> <p>◆特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は、受託業者はその損害を賠償することが定められている。</p>	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話：03-5273-3880（直通）
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	代理人による請求があった場合は、代理人関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口で提示してもらう。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要となる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	◆国民年金情報システムファイル
公表場所	新宿区区長室区政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話：03-5273-3880（直通）
②対応方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送・ファックス・窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、医療保険年金課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状況においた。
②実施日・期間	平成27年7月15日から平成27年8月13日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	社会保障・税番号制度における区の取り組みについて。
⑤評価書への反映	評価書へ反映する具体的な意見内容はなし。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

